

省エネ改修(固定資産税の減額措置)

以下の要件をすべて満たしている場合、市区町村に申告することで
固定資産税の減税を受けられる可能性があります。

- 平成26年(2014年)4月1日以前から所在する家屋である
- 窓の断熱改修工事を行っている(次項参照)
- 当該家屋は、賃貸住宅ではない
- 当該家屋の延べ床面積は、登記簿表示で40㎡以上240㎡以下である
- 予定している省エネ改修は、減税の対象となっている工事で(次項参照)、かつ費用は60万円(税込)を超えている

すべての要件に当てはまる方は
次項をチェック



省エネ改修(固定資産税の減額措置)

具体的な減税要件

家屋

- 平成26年4月1日以前から所在している家屋であること
- 賃貸住宅でない家屋であること
- 改修後の家屋の床面積が40㎡以上240㎡以下であること
- 併用家屋の場合は、床面積の2分の1以上が居住用であること

工事

- 省エネ改修に係る工事費用から補助金等を差し引いた額が、60万円(税込)を超えていること
(前項の対象工事のうち、③～⑥の工事を行っている場合、①又は①及び②の工事に係る費用が50万円(税込)を超えており、かつ①～⑥の工事に係る費用が60万円(税込)を超えている必要があります。)
- 令和13年3月31日までに改修工事が終了していること

減税のために必要な書類

以下の書類を用意し、
リフォーム完了日から3ヶ月以内に申告を行ってください。

ご用意する方	必要な書類
消費者	<ul style="list-style-type: none">• 固定資産税減額申告書• (補助金等を受けている場合)補助金等の額が明らかな書類• 省エネ改修工事の内容を確認できる書類、領収書等
建築士等	<ul style="list-style-type: none">• 増改築等工事証明書
リフォーム会社	<ul style="list-style-type: none">• 工事請負契約書の写し

その他ご留意事項



手続きの手順や必要書類は市区町村ごとに異なる場合がございます。申告の際には、必ず市区町村へお問い合わせください。



本制度が適用された場合、翌年分の固定資産税が3分の1減額されます。



増改築等工事証明書の発行手続きや詳細は、発行依頼先の建築士等にご確認ください。